

あけましておめでとうございます。アルファ・コンサルティングの小島です。

今年は働き方改革関連法の施行が始まる年です。当所も人事労務面でみなさまのお役に立てるように頑張っております。どうぞよろしくお願いいたします。

1 お仕事カレンダー：2019年1月のお仕事カレンダー

1月のお仕事カレンダーを公開しました。人事労務に関わるみなさまは、春先にかけて忙しい日々が続くのではないのでしょうか。→ http://www.alphaco.jp/monthly_work_5422.html

2 今春よりスタートする時間外労働の上限規制への実務対応

昨年7月に公布された働き方改革関連法は、いよいよ4月から順次施行されます。そのうち時間外労働の上限規制は、大企業が今年4月、中小企業は2020年4月の施行となっています。このニュースの続きはこちらから→ http://www.alphaco.jp/news_contents_5423.html

3 10月1日からマイナポータルで作成が可能となった就労証明書

子どもを認可保育所に預けて働く従業員は居住地の市区町村に、働いていることを証明する必要があります。10月1日より、この就労証明書をマイナポータルで作成できるようになりました。→ http://www.alphaco.jp/news_contents_5409.html

4 割増賃金率の就業規則への記載と、近年行われた法改正と就業規則の整備

今回、法改正が行われ、2019年4月より就業規則に割増賃金率の記載が必要となりました。以下に、この内容と近年行われた法改正によりその対応が求められる規程についてとり上げます。→ http://www.alphaco.jp/news_contents_5400.html

5 おすすめリーフ：年次有給休暇の時季指定義務

2019年4月1日より年次有給休暇の取得の義務化がスタートします。「年次有給休暇の時季指定義務」を含む人事労務管理リーフレット集は、→ <http://www.alphaco.jp/leaflet.html>

-----編 | 集 | 後 | 記 | -----

今年4月より働き方改革関連法が順次施行されます。このメルマガでもとり上げていますが、法改正への具体的対応等、ご相談がございましたら、お気軽にご連絡ください。

発行元：社会保険労務士法人アルファ・コンサルティング

〒101-0065 東京都千代田区西神田 1-3-6 UETAKE ビル 5階 TEL:03-6811-0570

発行人：小島史明 kojima@alphabenefit.com ホームページ：<https://www.alphaco.jp/>

※リンク先は、すべて当事務所のホームページとなっております。※メール配信も致します。